|  |
| --- |
| **高校生等がいる生活保護又は非課税世帯の保護者対象**平成28年度　高校生等奨学給付金（国公立） |
|  |
| **◆制度の概要** |
|  | 三重県教育委員会及び三重県では、授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、高等学校等に通う高校生等のいる低所得世帯に対し、「高校生等奨学給付金」を給付します。 |
| **◆平成28年7月1日現在において、次の資格を全て満たす世帯が対象です。** |
|  | □　**平成26年4月1日以降に入学した1年生**～**3年生**の高校生等がいる世帯□　高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する**高校生等がいる世帯**（７月１日現在休学中の生徒、特別支援学校高等部の生徒、児童入所施設入所中の生徒等を除く。）□　**保護者等**が**三重県内に居住**している世帯（保護者等のいずれかが海外に居住している場合は除く。）□　高校生等の**保護者等**（原則として親権者全員）が、**生活保護**を受給しているか**平成28年度市町村民税所得割**が**非課税**の世帯※詳しくは各学校の担当者又は下記問い合わせ先へお問い合わせください。 |
| **◆申請時期・方法** |
|  | **平成28年7月**（詳細は各学校にお問い合わせください。）※**上記の資格を全て満たす世帯は、各学校の担当者へ申し出てください。申請書類をお渡しします。**※同一世帯に複数の高校生等がいる場合、高校生等ごとに申請が必要です。※県内の高等学校等に在籍する生徒の場合、申請書類は各高等学校等へ提出してください。※県外の高等学校等に在籍する生徒の保護者の方は、下記問い合わせ先まで直接お問い合わせください。 |
|  | 本制度は、**給付金**のため**返還**は**不要**です！ |
| **◆給付** |
|  | 〇年1回（※1）、申請のあった指定口座（※2）に振り込みます。※1 高等学校等在学中に給付が受けられる回数は、通算3回（定時制、通信制の場合は4回）を上限とします。※2 学校に受領を委任した場合には、学校へ直接振り込みます。〇給付額は、世帯の状況により変わります。(下記表参照) 〇**返還の必要はありません。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **世帯種別** | **国公立** | **私立** |
| 生活保護世帯（全日・定時・通信制） | 32,300円 | 52,600円 |
| 非課税（全日・定時制）※生活保護世帯を除く | 第1子 | 59,500円 | 67,200円 |
| 第2子以降 | 129,700円 | 138,000円 |
| 非課税（通信制）※生活保護世帯を除く | 36,500円 | 38,100円 |

 |
| **◆他の奨学金・給付金との併給について** |
|  | 高校生等奨学給付金には他の奨学金・給付金との併給に関する制限はありませんが、高校生等奨学給付金を受給することにより他の奨学金・給付金を受給できなくなる場合がありますのでご注意ください。 |
| **◆問い合わせ先** |  |
| 国公立　　三重県教育委員会事務局教育財務課　奨学給付金担当 |
|  | 電話　059-224-2827 |
| 　私　立　　三重県環境生活部私学課　奨学給付金担当 |
|  | 電話　059-224-2161 |
| ※制度の概要（給付額等）は、状況により変更となる場合があります。 |